

北栄町タクシー利用料助成 のご案内

北栄町では、町民の交通利用の確保と負担軽減を目的に、
タクシー利用券による利用料助成を行っています。



利用できる方

町内にお住まいで、自動車を所有していない方（使用する自動車がない方）
で、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 満65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (3) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方

申請から利用まで

申請場所

北栄町役場 福祉課（大栄庁舎1階）または、北条支所

申請に 必要なもの

- ・来庁者の本人確認書類
- ・申請理由を証明するもの（年齢確認書類・身障手帳・運転経歴証明等）
- ・チケット利用者本人と同一世帯員でない方が来庁される場合は、委任状または代理権確認書類（チケット利用者本人の保険証等）

ご利用方法

- ・料金をお支払いの時に利用券を運転手に渡し、助成分を差し引いた額をお支払い下さい。※チケットの切り取りは運転手が行います。
- ・チケットを追加する際は、必ず表紙をご持参ください。
- ・残ったチケットは、次年度の申請時、または不要になった時点でご返却ください。

【利用できるタクシー会社】

●日本交通(株)	22-7111	●日ノ丸ハイヤー(株)	22-3155
●倉吉交通	22-1511	●由良タクシー	37-2110
●ことうら交通	27-1636		



注意事項

間違った利用（利用期限切れのチケットの利用や乗降場所の間違い等）が
発覚した場合、町負担分を返金していただきますのでご了承ください。

●チケット（助成）は2種類です。

① 町内限定 300 円定額チケット

② 北栄町タクシー利用料助成券

1 町内限定 300 円定額チケット



*町内利用に限り、片道一律300円で利用できるチケットです。

利用できる区間

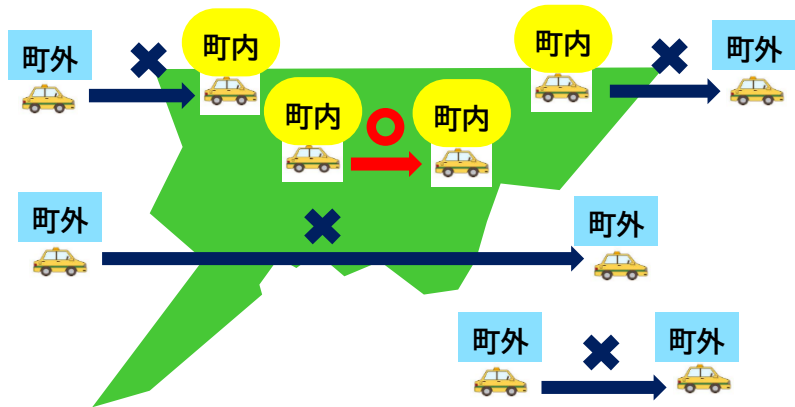
乗降車場所が北栄町内である場合、利用券を利用できます。(寄り道はできません)

○利用券が使える場合

- ・町内→町内

×利用券が使えない場合

- ・町内を通過するだけ
- ・町外→町外
- ・町内→町外
- ・町外→町内



利用券(チケット)について

- ・1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- ・交付枚数は、年間30枚が上限です。(30枚をまとめて交付します。)
- ・紛失等の場合でも、再交付はできません。
- ・利用券は本人のみ利用できます。※家族や他人へ譲渡はできませんがチケット利用者本人との同乗は可能です。

2 北栄町タクシー利用料助成券

*片道800円まで助成するチケットです。

利用できる区間

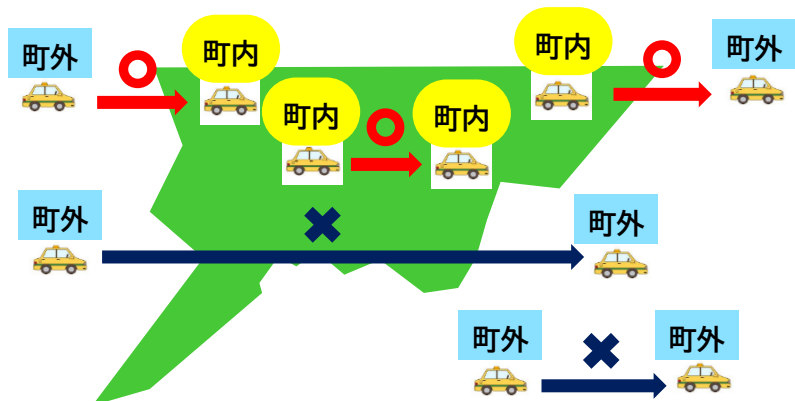
乗降車場所のいずれかが北栄町内である場合、利用券を利用できます。(寄り道も可能です)

○利用券が使える場合

- ・町内→町内
- ・町内→町外
- ・町外→町内

×利用券が使えない場合

- ・町内を通過するだけ
- ・町外→町外



利用券(チケット)について

- ・1回の乗車につき利用券は1人1枚使用できます。
- ・交付枚数は、年間70枚が上限です。
- ・紛失等の場合でも、再交付はできません。
- ・利用券は本人のみ利用できます。※家族や他人へ譲渡はできませんが、チケット利用者本人との同乗は可能です。
- ・1枚につき**最高800円助成**しますが、利用者も最低300円自己負担となります。